

伊東市告示第175号

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和8年7月10日

伊東市長 杉本 憲也

1 送達すべき書類

令和7年度随時後期高齢者医療保険料督促状

2 送達を受けるべき者の氏名

大川 豊

3 公示送達する理由

送達を受けるべき者の住所（居所）が不明のため

（注意）

高齢者の医療の確保に関する法律第112条において準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

なお、当該書類は伊東市役所市民部保険年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付します。